

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案) 市民意見募集(パブリックコメント)  
 の意見に対する市の考え方について 【実績: 18人➡56件】

大区分⇒ I(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、II(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、III(その他の手話等に関する事)

細区分⇒ I-①(施策の内容に関する事) I-②(新たな施策取組みに関する事)

II-①(条例の条文内容に関する事)、II-②(条例の構成等に関する事)

NO	要望区分		内容(コメント別)	回答内容
	大区分	細区分		
1	I	I-①	・公的文書に沿った内容や概要でも手話動画を用意して欲しい。	ろう者の方などに向け、手話付きの動画配信を進めることについても実用性が高いものと捉えていますので、庁内関係課や関係機関・団体等と情報を共有しながら、ご意見を参考とさせていただき、今後、効果的な施策構築に努めて参ります。
2	I	I-①	・ろう者が分かるような工夫が必要(動画など)。	ろう者の方などに向け、手話付きの動画配信を進めることについても実用性が高いものと捉えていますので、庁内関係課や関係機関・団体等と情報を共有しながら、ご意見を参考とさせていただき、今後、効果的な施策構築に努めて参ります。
3	I	I-①	・もうろう者が分かるような工夫が必要(点字・触手話で説明するなど)。	もうろう者の方などがコミュニケーションを図る上で効果的な手段を活用できるよう、庁内関係課や関係機関・団体等と情報を共有し、他の施策との整合性や関係者の実情把握に努めるなどしながら、ご意見を参考とさせていただき、今後、効果的な施策構築に努めて参ります。
4	I	I-①	・市のHPなどで手話を使った動画を活用して多くの市民が手話に接する機会が増えると普及につながると思う。	市が発信する動画への手話通訳の付与については、取組みを始めているところですが、今回いただきましたご意見を庁内関係課や関係機関・団体と共有し、引き続き取組みを推進して参ります。
5	I	I-①	・ろうあ者や手話について関心がないと全く情報が入らないので身近な所に接点が増えると良い。	今後も手話を身近に感じられるような施策を展開することにより、ろうあ者や手話について、市民の皆様が関心を持ちやすくなる環境整備に努めて参ります。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案) 市民意見募集(パブリックコメント)  
 の意見に対する市の考え方について 【実績: 18人➡56件】

大区分⇒ I(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、II(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、III(その他の手話等に関する事)

細区分⇒ I-①(施策の内容に関する事) I-②(新たな施策取組みに関する事)

II-①(条例の条文内容に関する事)、II-②(条例の構成等に関する事)

NO	要望区分		内容(コメント別)	回答内容
	大区分	細区分		
1	I	I-②	・広報いわきに手話単語1つなどの紹介をして欲しい	広報いわきなどの広報媒体を活用した周知についても効果が高いものと考えられますので、庁内関係課と情報を共有しながら、ご意見を参考とさせていただきます、今後、効果的な周知・啓発に努めて参ります。
2	I	I-②	・学校で手話学習の時間を増やして欲しい。将来的に市民が誰でも簡単な手話での会話ができるようになって欲しい。	早い時期から手話に触れる機会を作ることは、手話の理解や普及を促進する上で、大切なことと捉えておりますので、庁内関係課や関係機関・団体等と情報を共有し、他の施策との整合性や関係者の実情把握に努めるなどしながら、ご意見を参考とさせていただきます、今後、効果的な施策の構築に努めて参ります。
3	I	I-②	・病院に設置手話通訳者を採用して欲しい。	今後、関係機関・団体等との連携を、より密にするなどしながら、いただいた声を様々な機会を捉えて関係者に届けることができるよう努めて参ります。
4	I	I-②	・義務教育の中で手話学習を必須にして欲しい。	義務教育で行う教育課程は学習指導要領で決められており、I自治体で必須とすることは困難ですが、早い時期から手話を学習することは手話の理解や普及を促進する上で大切なことと捉えていますので、庁内関係課や関係機関・団体等と情報を共有し、他の施策との整合性や関係者の実情把握に努めるなどしながら、ご意見を参考とさせていただきます、今後、効果的な施策構築に努めて参ります。
5	I	I-②	・病院や救急で手話ができる人がいて欲しい。	今後、関係機関・団体等との連携を、より密にするなどしながら、いただいた声を様々な機会を捉えて関係者に届けることができるよう努めて参ります。
6	I	I-②	・いわき市内のどこに行けば、手話通訳を利用できるのかが明確ではないため、いわき市の公式LINEなどの情報ツールに出して欲しい。	どこに行っても手話通訳が利用できる環境が望ましいと思いますが、市では、現在、手話通訳者を派遣するなどにより、環境の整備を図っております。 今後、いただいたご意見を参考に、手話を使用される方の利便性の向上につながる施策の構築に努めて参ります。
7	I	I-②	・SNSが使いこなせる方や世代は収集ツールが豊富だが、電子機器を持っていない世代(小学生以下や高齢者)でも手話を利用できる環境があると良いのではないかと思う。	いただいたご意見を参考にさせていただきます、電子機器に限らず、様々な方法で、年齢を問わず手話に触れ、利用できる環境の整備を目指して参ります。
8	I	I-②	・手話通訳がついている動画がもっと普及されれば良いと思う。	市が発信する動画への手話通訳の付与については、取組みを始めているところですが、今回いただきましたご意見を庁内関係課や関係機関・団体と共有し、引き続き取組みを推進して参ります。
9	I	I-②	・基本的に手話動画を示して欲しい	市が発信する動画への手話通訳の付与については、取組みを始めているところですが、今回いただきましたご意見を庁内関係課や関係機関・団体と共有し、引き続き取組みを推進して参ります。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案） 市民意見募集（パブリックコメント）  
 の意見に対する市の考え方について 【実績：18人➡56件】

大区分⇒Ⅰ(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、Ⅱ(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、Ⅲ(その他の手話等に関すること)

細区分⇒Ⅰ-①(施策の内容に関すること) Ⅰ-②(新たな施策取組みに関すること)

Ⅱ-①(条例の条文内容に関すること)、Ⅱ-②(条例の構成等に関すること)

NO	要望区分		内容（コメント別）	回答内容
	大区分	細区分		
1	Ⅱ	Ⅱ-①	・盲ろう団体、中途失聴、難聴団体も合同で要望書を提出しているため、「ろう者」だけが定義されているのはおかしいのではないかと。	定義では、条文中で使用している主な用語について定めているものですが、条例の対象となる方はろう者に限らず、様々な方を対象として、日常生活・社会生活を営む上でコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用できる環境整備を図ることとしておりますので、ご理解願います。
2	Ⅱ	Ⅱ-①	・市民が一読で理解できるような条例文にしていただきたい。 ①条例（案）が2つのことをうたっているため条文の一つ一つが非常に長くなっており、意味をつかむのが容易ではない。手話言語の普及とコミュニケーション手段の利用の促進とを別々の条例で定めてはどうか。 ②第3条2について、この条文は「手話言語の普及は」が主語「将来の世代にわたって継承できるように行われなければならない」が述語という理解でよいか。そうであるならば、主語と述語の間の部分は「～受け継がれてきたものである」という認識の下、」としてはどうか。	本条例は、ろう者はもとより、様々なコミュニケーション手段を必要とする方を対象とし、各種施策を総合的かつ一体的に展開していくことを目指すこととしたものですので、ご理解願います。 また、第3条第2項については、ご意見を踏まえ、修正いたします。
3	Ⅱ	Ⅱ-①	・第2条(1)「～がある者」➡「～がある方」条文中で表記を統一してはどうか。	条文中の文言及び市障がい者計画における表記のあり方を踏まえ、修正いたします。
4	Ⅱ	Ⅱ-①	・第7条(1)「手話」➡「手話言語」ではないのか？	手話に関する施策に関しては、手話施策推進法が制定されたところであり、本条例では、同法も踏まえて基本方針を定め、推進していくこととしたものです。
5	Ⅱ	Ⅱ-①	・第7条(3)「手話文化」とは？ 第7条(1)(3)については、第2条で定義されていない用語が条文中でいきなり使われているため、ますます意味のつかみづらい条例（案）になっていると思う。	手話に関する施策に関しては、手話施策推進法が制定されたところであり、本条例では、同法も踏まえて本基本方針を定め、推進していくこととしたものです。 なお、ご指摘の「手話文化」については、第7条(3)の中で注釈を入れさせていただきました。
6	Ⅱ	Ⅱ-①	・定義内に「ろう者」が入ったのは良かった。	今後も引き続き、市民の皆様の理解促進に努めて参ります。
7	Ⅱ	Ⅱ-①	・全体的に言葉が難しくて分からない。	条例について、市民の皆様に分かりやすく伝える周知方法を検討して参ります。
8	Ⅱ	Ⅱ-①	・小学生くらいが理解できる語彙を使って作成するのはどうか。	条例について、市民の皆様に分かりやすく伝える周知方法を検討して参ります。
9	Ⅱ	Ⅱ-①	・条例を手話表現で作って欲しい。	条例について、市民の皆様に分かりやすく伝える周知方法を検討して参ります。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）市民意見募集（パブリックコメント）  
 の意見に対する市の考え方について 【実績：18人➡56件】

大区分⇒Ⅰ(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、Ⅱ(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、Ⅲ(その他の手話等に関すること)

細区分⇒Ⅰ-①(施策の内容に関すること) Ⅰ-②(新たな施策取組みに関すること)

Ⅱ-①(条例の条文内容に関すること)、Ⅱ-②(条例の構成等に関すること)

NO	要望区分		内容（コメント別）	回答内容
	大区分	細区分		
10	Ⅱ	Ⅱ-①	・受け継いできた言葉ではなく、「受け継いできた言語」とすべきではないか。	手話が独自の文法体系を持つ一つの「言語」であるという認識の下、ご意見を踏まえ、修正いたします。
11	Ⅱ	Ⅱ-①	・「手話文化」とあるがこの用語が定義に出てきておらず、また社会的なものではない。ろう文化とすべき。	本条例の施策の基本方針である、手話文化の保存、継承及び発展が図られるための取組み等を通して、ろう文化についても市民の皆様に理解・関心の促進が図られるよう努めて参ります。
12	Ⅱ	Ⅱ-①	・第7条、10条 手話だけでなく、「ろう文化」についても学ぶ機会を増やして欲しい	本条例の施策の基本方針である、手話文化の保存、継承及び発展が図られるための取組み等を通して、ろう文化についても市民の皆様に理解・関心の促進が図られるよう努めて参ります。
13	Ⅱ	Ⅱ-①	・コミュニケーション支援者の中に「手話通訳者」が含まれているが、手話は言語であり、支援されるものではない。表記を「手話通訳者及びコミュニケーション支援者」とすることが適切であると考えている。	手話が言語であることについては、手話言語の普及の観点から、市民の皆様の理解促進を図るための取組を推進するとともに、様々な機会や場を通じた周知・啓発に努めて参りますので、ご理解願います。
14	Ⅱ	Ⅱ-①	・第7条 手話文化ではなく「ろう文化」にしてはどうか。	本条例の施策の基本方針である、手話文化の保存、継承及び発展が図られるための取組み等を通して、ろう文化についても市民の皆様の理解・関心の促進が図られるよう努めて参ります。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案) 市民意見募集(パブリックコメント)  
 の意見に対する市の考え方について 【実績: 18人→56件】

大区分⇒Ⅰ(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、Ⅱ(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、Ⅲ(その他の手話等に関すること)

細区分⇒Ⅰ-①(施策の内容に関すること) Ⅰ-②(新たな施策取組みに関すること)

Ⅱ-①(条例の条文内容に関すること)、Ⅱ-②(条例の構成等に関すること)

NO	要望区分		内容(コメント別)	回答内容
	大区分	細区分		
1	Ⅱ	Ⅱ-②	・公共機関職員、医療関係者、商業施設、観光ガイドへの機会拡大を要望しているが、それらは条例のどこに入るのか。	ご意見の内容につきましては、第6条(事業者の役割)に、事業者も本条例の基本理念に基づいて、手話言語の利用について理解と関心を深め、合理的な配慮に努めながら、市が推進する施策に協力すること、及び第9条(環境の整備)に、地域、職場など様々な場において、コミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう関係機関・団体と連携協力しながら、環境整備を行うこととして規定しております。
2	Ⅱ	Ⅱ-②	・ルビを入れれば良いというものではないため、手話を使っているろう者への配慮が足りない。	ルビ(振り仮名)振りについては、今回のパブリックコメントの実施対象者が市民全体となっており、条文読解への合理的配慮の観点から実施したのとなっており、一方で、いただいたご意見につきましては、今後の対応にあたり、十分配慮して参ります。
3	Ⅱ	Ⅱ-②	・条例を日本語だけでなく手話でも示して欲しい。条例にルビは不要。見づらい。	条例を手話で示す方法として、動画を作成・掲載する方法などが考えられますが、ご意見を参考とさせていただきながら、分かりやすい周知に努めて参ります。 ルビ(振り仮名)振りについては、今回のパブリックコメントの実施対象者が市民全体となっており、条文読解への合理的配慮の観点から実施したのとなっており、ご理解願います。
4	Ⅱ	Ⅱ-②	・条例を日本語だけでなく、手話でも示して欲しい。	条例を手話で示す方法として、動画を作成・掲載する方法などが考えられますが、ご意見を参考とさせていただきながら、分かりやすい周知に努めて参ります。
5	Ⅱ	Ⅱ-②	・手話で説明がわかるようにして欲しい。	条例を手話で示す方法として、動画を作成・掲載する方法などが考えられますが、ご意見も参考とさせていただきながら、分かりやすい周知に努めて参ります。
6	Ⅱ	Ⅱ-②	・条例と要望書を紐づけして欲しい。	いただいた要望の内容については、市の実情等を踏まえて、条例の内容に盛込んでいるところですので、ご理解願います。
7	Ⅱ	Ⅱ-②	・条例についての周知は文書だけではなく、手話動画などがあれば良いと思う。	ご意見を参考とさせていただきながら、市民の皆様に分かりやすい周知に努めて参ります。
8	Ⅱ	Ⅱ-②	・手話言語条例は手話でも表示されるべきではないか。またルビは不要。	条例を手話で示す方法として、動画を作成・掲載する方法などが考えられますが、ご意見を参考とさせていただきながら、分かりやすい周知に努めて参ります。 ルビ(振り仮名)振りについては、今回のパブリックコメントの実施対象者が市民全体となっており、条文読解への合理的配慮の観点から実施したのとなっており、ご理解願います。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案） 市民意見募集（パブリックコメント）  
 の意見に対する市の考え方について 【実績：18人➡56件】

大区分⇒Ⅰ(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、Ⅱ(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、Ⅲ(その他の手話等に関すること)

細区分⇒Ⅰ-①(施策の内容に関すること) Ⅰ-②(新たな施策取組みに関すること)

Ⅱ-①(条例の条文内容に関すること)、Ⅱ-②(条例の構成等に関すること)

NO	要望区分		内容（コメント別）	回答内容
	大区分	細区分		
9	Ⅱ	Ⅱ-②	・ルビ不要	ルビ（振り仮名）振りについては、今回のパブリックコメントの実施対象者が市民全体となっており、条文読解への合理的配慮の観点から実施したものとなっておりますので、ご理解願います。
10	Ⅱ	Ⅱ-②	・第8条 いわき市の関係機関・団体のSNSにも手話動画を示して欲しい。	ご意見を参考とさせていただき、市民の皆様の理解増進の観点から、手話動画の配信による関係機関・団体の日頃の活動等を紹介する仕組みづくりなどについても、庁内関係課や関係機関・団体等と情報を共有して参ります。
11	Ⅱ	Ⅱ-②	・第9条 手話通訳遠隔操作サービスの実施も求める	ご意見を参考とさせていただきながら、市民の皆様にとって利便性の高い仕組みづくりなどに努めて参ります。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案) 市民意見募集(パブリックコメント)  
 の意見に対する市の考え方について 【実績: 18人➡56件】

大区分⇒Ⅰ(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、Ⅱ(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、Ⅲ(その他の手話等に関すること)

細区分⇒Ⅰ-①(施策の内容に関すること) Ⅰ-②(新たな施策取組みに関すること)

Ⅱ-①(条例の条文内容に関すること)、Ⅱ-②(条例の構成等に関すること)

NO	要望区分		内容(コメント別)	回答内容
	大区分	細区分		
1	Ⅲ	—	・停電時に発電機や懐中電灯などで手話が見えるようにして欲しい(避難所で)	いただいたご意見を参考に、庁内関係課とも情報を共有しながら、今後より良い環境整備に努めて参ります。
2	Ⅲ	—	・全テレビ放送に字幕をつけて欲しい。	いただいたご意見については、いち自治体として対応を図ることは困難ですが、市としましては、全ての市民の皆様が、情報をより入手し易い環境の整備に努めて参ります。
3	Ⅲ	—	・透明なマスクに感染予防効果のあるものを開発して欲しい。	感染症予防の観点からマスク着用はやむを得ない状況もあるかと思いますが、コミュニケーション手段の普及の推進を通じ、環境整備に努めて参ります。
4	Ⅲ	—	・手話の普及について、手話サークル、市民が手話で自由に会話できる内容にして欲しい。どこでも手話言語を使える社会にして欲しい。	ご意見を参考とさせていただきながら、手話言語の理解や普及の促進に努めて参ります。
5	Ⅲ	—	・病院等でマスクなどロが見えないと分からない。	感染症予防の観点からマスク着用はやむを得ない状況もあるかと思いますが、コミュニケーション手段の普及の推進を通じ、環境整備に努めて参ります。
6	Ⅲ	—	・もっと市民に手話を覚えて使って欲しい。	今後も手話言語の普及に向けて効果的な施策構築を検討して参ります。
7	Ⅲ	—	・マスクを取ってコミュニケーションを取って欲しい。	感染症予防の観点からマスク着用はやむを得ない状況もあるかと思いますが、コミュニケーション手段の普及の推進を通じ、環境整備に努めて参ります。
8	Ⅲ	—	・まちなかの看板に手話のイラストが書かれていたりすると親しみを感じられると思う。	今後さらに関係機関・団体等との連携を密にするなどしながら、市民の方からいただいた声を様々な機会を捉えて関係者に届けることができよう努めていきたいと考えています。
9	Ⅲ	—	・観光地、観光施設に手話通訳のできるガイドがいて欲しい。	今後、関係機関・団体等との連携を、より密にするなどしながら、いただいた声を様々な機会を捉えて関係者に届けることができるよう努めて参ります。
10	Ⅲ	—	・医療機関に手話通訳のできる職員がいて欲しい。	今後、関係機関・団体等との連携を、より密にするなどしながら、いただいた声を様々な機会を捉えて関係者に届けることができよう努めて参ります。

(仮) 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）市民意見募集（パブリックコメント）  
 の意見に対する市の考え方について 【実績：18人➡56件】

大区分⇒Ⅰ(手話に親しみやすくなる具体的な施策)、Ⅱ(市民への条例の内容の分かりやすい周知)、Ⅲ(その他の手話等に関すること)

細区分⇒Ⅰ-①(施策の内容に関すること) Ⅰ-②(新たな施策取組みに関すること)

Ⅱ-①(条例の条文内容に関すること)、Ⅱ-②(条例の構成等に関すること)

NO	要望区分		内容（コメント別）	回答内容
	大区分	細区分		
11	Ⅲ	—	・手話に対応しているお店がすぐに分かるサイトなどがあるといい。	どこに行っても手話通訳が利用できる環境が望ましいと思いますが、市では、現在、手話通訳者を派遣するなどにより、環境の整備を図っております。 今後、いただいたご意見を参考に、手話を使用される方の利便性の向上につながる施策の構築に努めて参ります。
12	Ⅲ	—	・手話を学べる場所や団体がどこにあるかなどを分かりやすくまとめて欲しい。	手話の講習については、市が「いわき手話サークル」や「いわき聴力障害者会」のご協力を得ながら、毎年開催しておりますので、引き続き、わかり易い周知・広報に努めて参ります。
13	Ⅲ	—	・手話やろう者と関われるイベント等をもっとPRして欲しい。	手話やろう者の方と関われるイベント等のPRは、市民の皆様の理解や関心の促進にも繋がるのが期待されますので、ご意見を参考とさせていただき、今後、効果的な周知や広報の方法などについて、研究して参ります。
14	Ⅲ	—	・手話ができる人がいる場所があるなら分かりやすくまとめたほうが良い。	どこに行っても手話通訳が利用できる環境が望ましいと思いますが、市では、現在、手話通訳者を派遣するなどにより、環境の整備を図っております。 今後、いただいたご意見を参考に、手話を使用される方の利便性の向上につながる施策の構築に努めて参ります。
15	Ⅲ	—	・広報紙などを見ても今回の意見書募集について詳細がなく周知が不十分と思った。	市民意見募集に係る広報につきましては、広報いわきや市ホームページへの掲載、報道機関への投げ込み等で行ったところですが、市民の皆様により伝わりやすいものとなるよう内容の充実に努めて参ります。
16	Ⅲ	—	・災害時のコミュニケーション支援に盲ろう者は触手話や接近手話等のコミュニケーション技術を身につけた、盲ろう者通訳介助員の支援が必要。今は福島市のみで盲ろう者通訳介助員の養成と派遣を行っているが、突然の災害等で緊急に支援が必要になった時に福島市に支援依頼をしても支援が届くまでに時間がかかり、大変な事態になるのではないかと危惧される。いわき市で盲ろう者通訳介助員の養成と派遣を行っていただきたい。	いただいたご意見を参考に関係者と情報共有しながら、実情把握に努め、今後効果的な施策構築に向けた検討を進めて参ります。
17	Ⅲ	—	・第10条 ろう乳幼児及びきこえる保護者に対し、手話言語によるコミュニケーション形成を支援する体制の整備が急務である（意見）。	いただいたご意見を参考に、実態把握に努め、さらに、手話を習得する機会の確保に向けた検討を進めて参ります。